第三章　組織

第一節　通則

（組織の構成）

第五条　復興庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、東日本大震災からの復興に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2　復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

第二節　復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職

（復興庁の長）

第六条　復興庁の長は、内閣総理大臣とする。

2　内閣総理大臣は、復興庁に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とし、第四条第二項に規定する事務を分担管理する。

（内閣総理大臣の権限）

第七条　内閣総理大臣は、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2　内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、復興庁の命令として復興庁令を発することができる。

4　復興庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5　内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6　内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7　内閣総理大臣は、第三条第二号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

（復興大臣）

第八条　復興庁に、復興大臣を置く。

2　復興大臣は、国務大臣をもって充てる。

3　復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

4　復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

5　復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。

6　復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7　復興大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（副大臣）

第九条　復興庁に、副大臣二人を置く。

2　復興庁に、前項の副大臣のほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

3　副大臣は、復興大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。

4　各副大臣の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。

5　復興大臣が指定する副大臣は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

6　副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

7　副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十条　復興庁に、大臣政務官を置くことができる。

2　大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。

3　大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4　各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。

5　復興大臣が指定する大臣政務官は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

6　大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

7　前条第七項の規定は、大臣政務官について準用する。

（事務次官）

第十一条　復興庁に、事務次官一人を置く。

2　前項の事務次官は、復興大臣を助け、庁務を整理し、復興庁の各部局及び機関の事務を監督する。

第三節　復興庁に置かれる職

第十二条　復興庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。

2　復興庁には、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職を置くことができる。

3　前二項の職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

第四節　復興推進会議等

（復興推進会議）

第十三条　復興庁に、復興推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。

二　東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

第十四条　会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

2　議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3　副議長は、復興大臣をもって充てる。

4　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　議長及び副議長以外の全ての国務大臣

二　内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者